

第1回次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会

次 第

日 時 平成30年11月27日（火）

午後2時から

場 所 見沼区役所 2階大会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 座長及び職務代理の選出
- 5 意見交換
 - (1) 見沼区における「課題」と「将来への期待」について
 - (2) 見沼区の将来像・まちづくりのポイントについて
 - (3) 見沼区の将来像の見直しについて
- 6 閉会

【当日配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会設置要綱
- ・ 見沼区の将来像の推進に係る懇話会傍聴要領

【事前配布資料】

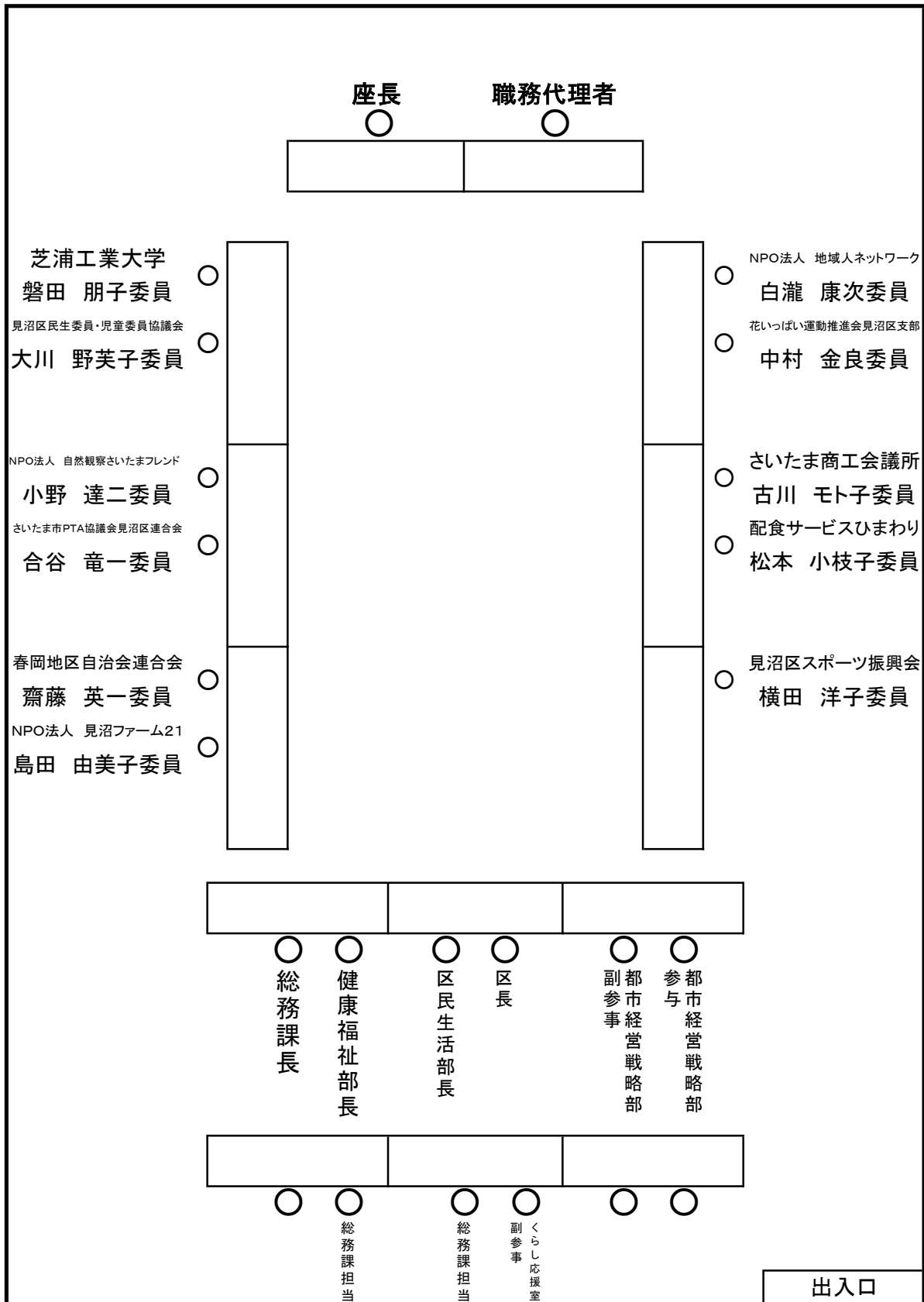
- ・ 資料1 見沼区の将来像・まちづくりのポイント
- ・ 資料2 見沼区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会委員名簿

【50音順】

| No. | 団体名 | 氏名 |
|-----|--------------------|---------|
| 1 | 芝浦工業大学 | 磐田 朋子 |
| 2 | 見沼区民生委員・児童委員協議会 | 大川 野英子 |
| 3 | 大砂土東地区自治会連合会 | 大河戸 千鶴子 |
| 4 | NPO法人 自然観察さいたまフレンド | 小野 達二 |
| 5 | NPO法人 さいたまスポーツクラブ | 熊谷 弘子 |
| 6 | さいたま市PTA協議会见沼区連合会 | 合谷 竜一 |
| 7 | 春岡地区自治会連合会 | 齋藤 英一 |
| 8 | NPO法人 見沼ファーム21 | 島田 由美子 |
| 9 | NPO法人 地域人ネットワーク | 白瀧 康次 |
| 10 | 花いっぱい運動推進会见沼区支部 | 中村 金良 |
| 11 | さいたま商工会議所 | 古川 モト子 |
| 12 | 配食サービスひまわり | 松本 小枝子 |
| 13 | 片柳地区自治会連合会 | 三浦 達雄 |
| 14 | 見沼区スポーツ振興会 | 横田 洋子 |
| 15 | 七里地区自治会連合会 | 吉田 正信 |

次期総合振興計画(区の将来像)に係る見沼区検討懇話会 席次



次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市の次期総合振興計画の策定に向けた検討に当たり、見沼区の将来像（現行基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、見沼区において活動する各種団体から意見を聴くため、次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、見沼区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、見沼区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成31年3月31日に効力を失う。

次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会傍聴要領
（趣旨）

第1条 この要領は、次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は5人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 審議会は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月6日から施行する。

傍聴券

次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

見沼区
の
将来像

見沼の自然との共生

— 私たちが まもり育てる 見沼の文化 —

区民と行政の協働により、見沼の豊かな自然と心のふれあいをまもり、動きやすく、生活しやすい、安全で安心なまちづくりを推進します。

まちづくりのポイント

1 見沼の自然を生かしたまち

- 見沼の多様な自然の保全・活用とネットワーク化の推進
- 見沼の自然を生かし、人々が集まり、活動し、交流することのできる、豊かな水と花や緑あふれるオアシスの創造
- 区民と行政が協働して取り組む、環境や景観に配慮した住宅地の整備、斜面林等の緑地の保全、農業体験や地産地消*等を踏まえた農地の保全など自然と調和した土地利用
- 自然エネルギーの活用促進など、環境負荷*の少ないまちづくり



クマガイソウ

2 人にやさしく、ふれあいのあるまち

- 子どもがのびのびと育ち、高齢者が生き生きと暮らせる、あらゆる人にやさしい、思いやりのある地域づくり
- 見沼の自然や歴史など、地域固有の資源を生かした誇りと愛着の持てるコミュニティの創出と文化の振興
- 様々な分野の組織や世代を超えた人々が交流できる場や機会の充実と、情報共有の促進
- 既存施設などの充実や有効活用による、様々な地域活動の活性化に向けた環境づくり



大宮南部浄化センター



片柳コミュニティセンター

3 動きやすく、生活しやすいまち

- 子どもから高齢者までが移動しやすい、電車・バス・自転車による交通網の充実と、駅や区役所など主要施設へのアクセス性の向上
- スポーツ施設間の連携促進と気軽に運動しやすい環境づくり
- 駅周辺の活性化や下水道の充実など、暮らしやすい生活基盤づくり



大宮武道館

4 地域ぐるみで進める安全・安心なまち

- 地域と行政の連携による防災・防犯・交通安全対策の推進
- 歩行者や自転車が安全に、安心して利用できる道路環境の整備

「見沼区の将来像」の改定状況（前期基本計画→後期基本計画）

| | 前期基本計画 | 後期基本計画 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 将来像 | <p>見沼の自然との共生 —私たちがつくり育てる 緑・心・動きあふれる ふるさと 見沼—</p> <p>見沼の自然環境、分けへだてないふれあいに満ちた社会環境、動きやすく安全な都市環境が互いに働きかけ、共に豊かさを増すまちを、区民と行政のたゆまぬ取り組みと協働により、つくり、育てます。</p> | <p>見沼の自然との共生 —私たちが まもり育てる 見沼の文化—</p> <p>区民と行政の協働により、見沼の豊かな自然と心のふれあいをまもり、動きやすく、生活しやすい、安全で安心なまちづくりを推進します。</p> |
| まちづくりのポイント | <p>1 見沼と生きる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見沼の自然を生かした農業体験や環境保全活動への支援など人々が集まり、交流することのできる、豊かな水と緑あふれるオアシスの創造 ●環境や景観に配慮した住宅地の整備、農地や緑地の保全に向けた区民と行政の協働など、自然環境と調和した土地利用 <p>2 人とふれあう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見沼の自然や歴史など、地域固有の資源を生かした誇りと愛着の持てるコミュニティの創出 ●小・中学校や大学、自治会、子ども会など、様々な分野の組織や人々の活動の活性化と交流の活発化 ●互いに支え合いながら共に暮らし、のびやかな子どもが育つ、安全で安心して暮らせる地域づくり ●市民活動の情報交流など、様々な個人や団体・機関の活動の活性化に向けたコミュニティセンターなどの活用 <p>3 動きやすいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者までが移動しやすい、電車・バス・自転車による交通網の充実と、駅や区役所など主要施設へのアクセス性の向上 ●生活道路や駅周辺の整備、上下水道の充実など、人にやさしいユニバーサルデザインの生活基盤づくり | <p>1 見沼の自然を生かしたまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 見沼の多様な自然の保全・活用とネットワーク化の推進 ② 見沼の自然を生かし、人々が集まり、活動し、交流することのできる、豊かな水と花や緑あふれるオアシスの創造 ③ 区民と行政が協働して取り組む、環境や景観に配慮した住宅地の整備、斜面林等の緑地の保全、農業体験や地産地消等を踏まえた農地の保全など自然と調和した土地利用 ④ 自然エネルギーの活用促進など、環境負荷の少ないまちづくり <p>2 人にやさしく、ふれあいのあるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子どもがのびのびと育ち、高齢者が生き生きと暮らせる、あらゆる人にやさしい、思いやりのある地域づくり ② 見沼の自然や歴史など、地域固有の資源を生かした誇りと愛着の持てるコミュニティの創出と文化の振興 ③ 様々な分野の組織や世代を超えた人々が交流できる場や機会の充実と、情報共有の促進 ④ 既存施設などの充実や有効活用による、様々な地域活動の活性化に向けた環境づくり <p>3 動きやすく、生活しやすいまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子どもから高齢者までが移動しやすい、電車・バス・自転車による交通網の充実と、駅や区役所など主要施設へのアクセス性の向上 ② スポーツ施設間の連携促進と気軽に運動しやすい環境づくり ③ 駅周辺の活性化や下水道の充実など、暮らしやすい生活基盤づくり <p>4 地域ぐるみで進める安全・安心なまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域と行政の連携による防災・防犯・交通安全対策の推進 ② 歩行者や自転車が安全に、安心して利用できる道路環境の整備 |

見沼区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

～ 目次 ～

- 1 総合振興計画とは
- 2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け（案）
- 3 見沼区の人口及び世帯の状況
- 4 見沼区の将来像の実現に向けたこれまでの取組（平成25～30年度）
- 5 見沼区に関する市民意見
 - (1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ（平成30年度）
 - (2) さいたま市民意識調査（～平成29年度）

1 総合振興計画とは

長期的な展望に基づき、

- 都市づくりの将来目標を示す
- 市政を総合的、計画的に運営するため、計画や事業の指針を明らかにする

市政運営の最も基本となる計画

○都市づくりの基本理念

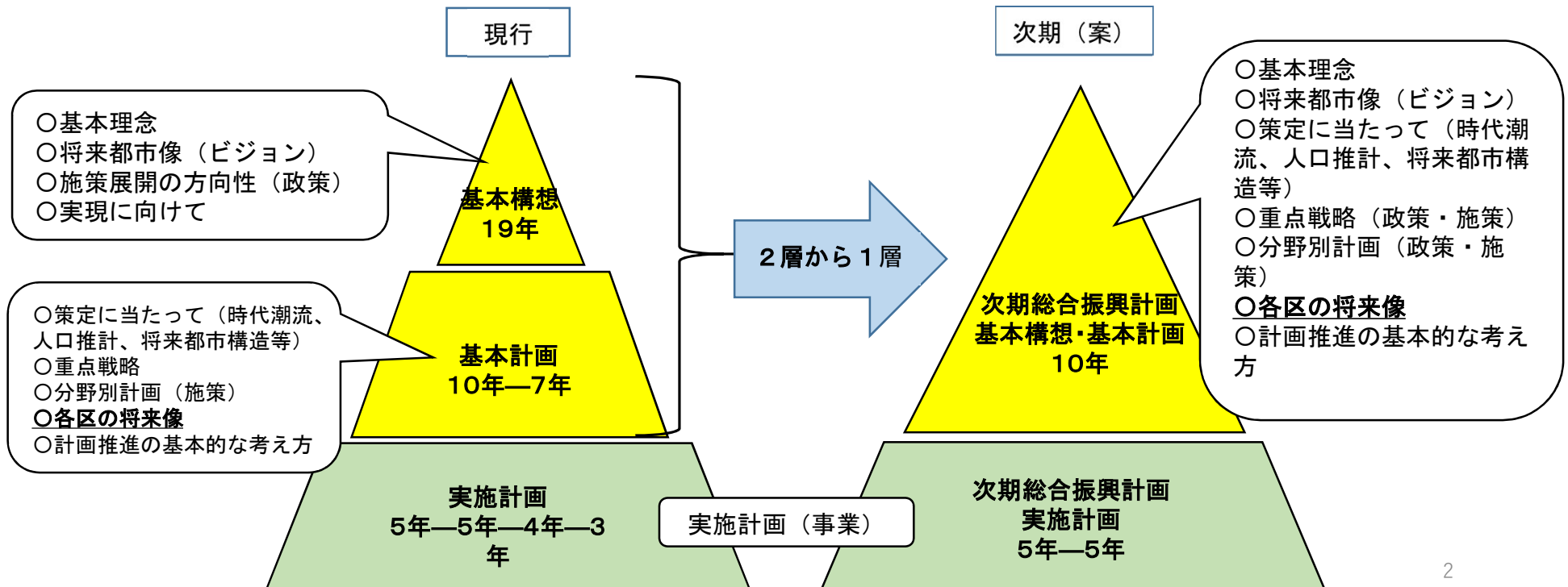
- 市民と行政の協働
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

○目指すべき将来都市像

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け(案)

- ◆ さいたま市総合振興計画推進本部での策定基本方針の検討状況を踏まえ、現行の基本構想と基本計画を1層目にまとめ、その1層目に「各区の将来像」を位置付けます。
※さいたま市総合振興計画推進本部とは総合振興計画を推進・策定するために設置するもので、本部会議、幹事会、プロジェクトチームから構成されるもの
- ◆ 現行の「2020 さいたま希望のまちプラン」の基本計画に位置付けている「第4部 各区の将来像」と同様に、「**地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性を示すもの**」として、10区の「将来像」と「まちづくりのポイント」を掲載します。



3 見沼区の人口及び世帯の状況

年齢別人口と構成比（H30.11.1現在）

| | | 見沼区 | さいたま市 |
|---------------|--------|--------------|---------------|
| 人口総数(単位:人) | | 162,722 | 1,301,230 |
| 内訳 (構成比・%) | 14歳以下 | 20,635(12.7) | 171,948(13.2) |
| | 15～64歳 | 99,804(61.3) | 832,046(63.9) |
| | 65歳以上 | 42,283(26.0) | 297,236(22.8) |

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（H30.11.1現在）

| | 見沼区 | さいたま市 |
|------------------|--------|---------|
| 世帯数 | 72,775 | 589,948 |
| 世帯平均人数 (単位:人) | 2.24 | 2.21 |

出典：さいたま市統計

4 見沼区の将来像の実現に向けたこれまでの取組

| まちづくりのポイント | これまでの主な取組 | |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 区取組 | 他局取組 |
| 1. 見沼の自然を生かしたまち | <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングイベントの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・見沼代用水周辺の桜回廊整備 ・見沼田圃の保全・活用 |
| 2. 人にやさしく、ふれあいのあるまち | <ul style="list-style-type: none"> ・「親子でトライ!!らんらん♪ランニング」の開催 ・子育てフェアの開催 ・高齢者介護予防教室の開催 ・ふれあいフェアの開催 ・文化まつりの開催 ・少年少女サッカー教室の開催 ・市民活動ネットワーク登録団体への支援 ・オープンガーデンの実施 ・花と緑のまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の整備 |
| 3. 動きやすく、生活しやすいまち | <ul style="list-style-type: none"> ・道路の緊急修繕 ・公衆街路灯のLED化等 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備の推進 ・区画整理事業の推進 ・乗合いタクシーの運行 |
| 4. 地域ぐるみで進める安全・安心なまち | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全啓発活動 ・防災・防犯啓発活動 ・災害時の避難支援 ・青色防犯パトロールの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防署整備事業 ・学校施設改修 |

5 見沼区に関する市民意見

(1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ

良いところ（強み）

- 見沼田んぼ等、自然が身近にある
- 公共施設が充実している
- 住宅が増え、若い世代の人口が増加している
- 農地が近いため、さいたま市産の野菜が身近に入手できる

改善が必要なところ（弱み）

- 自然や公共民間施設が生かされていない
- 区役所が行っている活動がPR不足→見える化
- 見沼の自然を生かし、人々が集まれるところが思い浮かばない。
- 区画整理が遅れていて東大宮周辺の道路がいりくんでいる。

「見沼区のまちづくりのポイント」について ～今後どういったことに重点的に取り組んでいったらよいか～

- 自然を売りにするのであれば、人が気軽に集える環境を整え、イベントや野菜等の農作物をアピールする取組を行い、発信する必要がある。
- 見沼田んぼを活用したイベントを活発にし、住民同士の交流の機会を増やす。
- スポーツ施設を使った高齢者の健康維持の取組み
- 地域住民が交流できる場所を増やす
- 地域災害ネットワークづくり

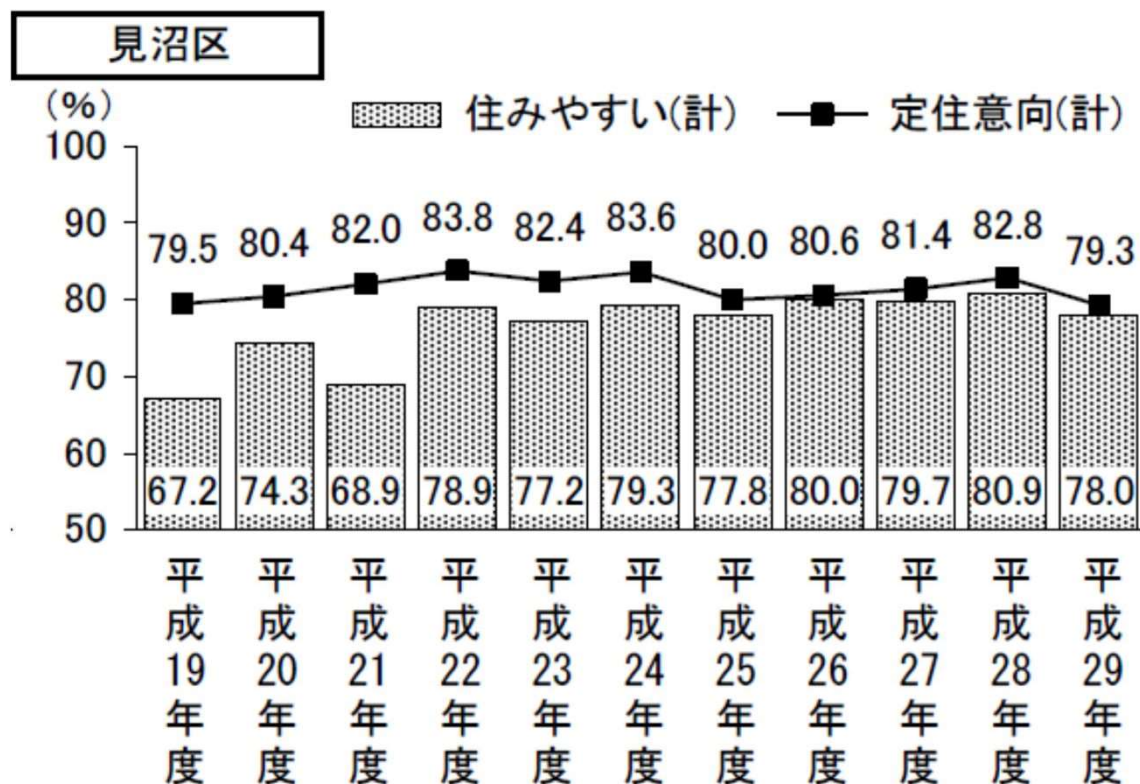
(2) さいたま市民意識調査

さいたま市市民意識調査とは・・・

広聴活動の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、市民意識を調査するもの

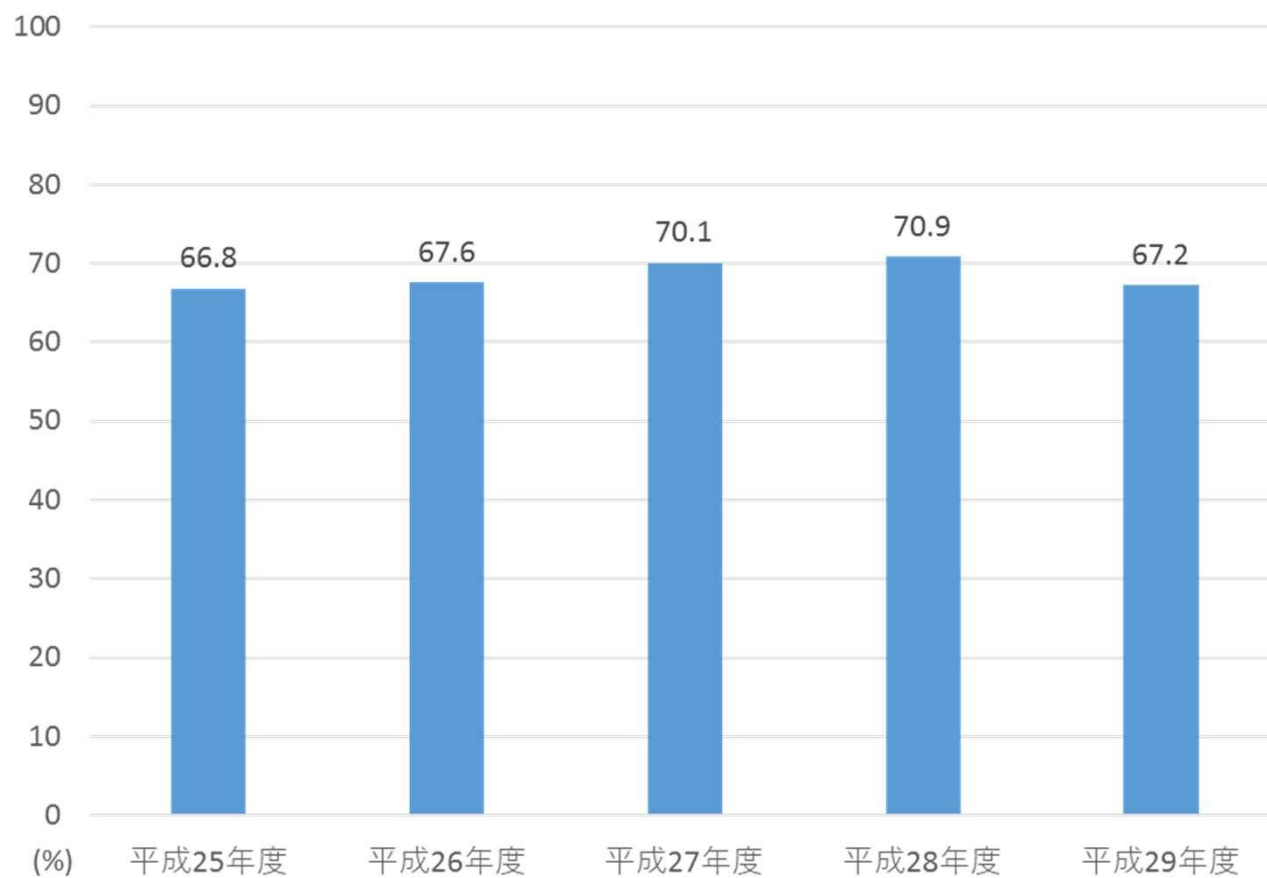
○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の住み心地はどうか。
あなたは、現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか。



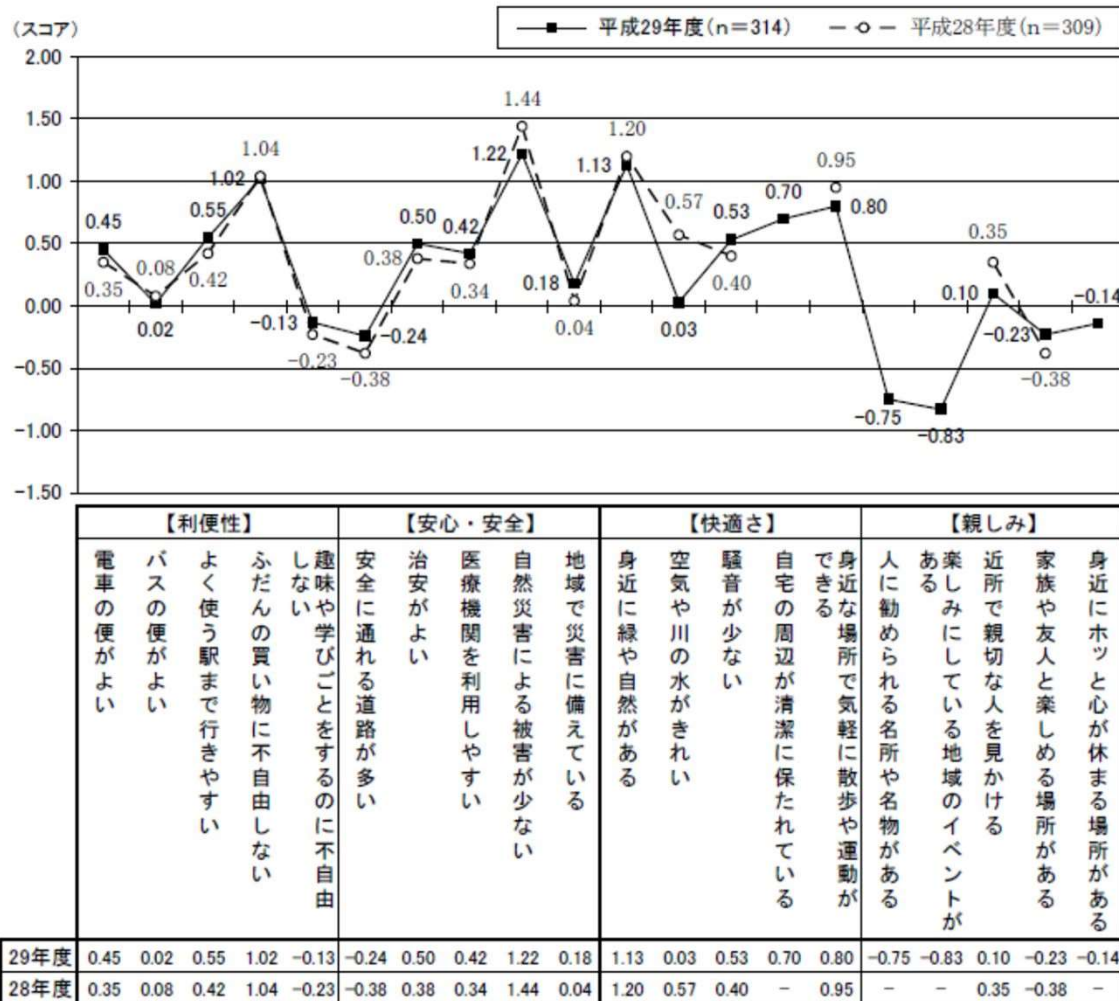
○生活満足度【見沼区】

問 あなたは今の生活に満足していますか。



○居住地域のイメージ【見沼区】

問 あなたはお住まいの「地域」が、どのような地域だと思いますか。



※スコアは、各項目に下記の得点を与え、回答者数で加重し、平均得点を求めたもの。

あてはまる+2、ややあてはまる+1、あまりあてはまらない-1、あてはまらない-2

見沼区のイメージをスコアでみると、「自然災害による被害が少ない」（1.22）が最も高く、次いで「身近に緑や自然がある」（1.13）、「ふだんの買い物に不自由しない」（1.02）の順であった。

一方、「楽しみにしている地域のイベントがある」（-0.83）、「人に勧められる名所や名物がある」（-0.75）が低くなっている。

※（注記1）「趣味や学びごとをするのに不自由しない」は、平成28年度調査では「仕事や学校をいろいろ選べる」としていた。
 （注記2）「自然災害による被害は少ない」は、平成28年度調査では「風水害による被害が少ない」としていた。
 （注記3）「地域で災害に備えている」は、平成28年度調査では「災害時に地域で助け合える備えがある」としていた。
 （注記4）「空気や川の水がきれい」は、平成28年度調査では「空気や川などの環境が守られている」としていた。
 （注記5）「近所で親切な人を見かける」は、平成28年度調査では「近所に顔見知りが多い」としていた。
 （注記6）「家族や友人と楽しめる場所がある」は、平成28年度調査では「家族や友人と楽しめる場所がいくつもある」としていた。